

議員提出第4号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県特別職報酬等審議会の答申に基づき、議会の議員の議員報酬の額について所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

改正後		改正前	
議長	1,000,000円	議長	980,000円
副議長	880,000円	副議長	860,000円
その他の議員	820,000円	その他の議員	800,000円

3 施行期日

令和8年8月1日から施行する。